

提 言 書

大 船 渡 市 長

洵 上 清 殿

大 船 渡 市 議 会

趣 旨

大規模林野火災対策特別委員会では、令和7年大船渡市大規模林野火災からの復旧・復興について調査・研究を行った結果、別紙のとおり提言を行うことに決定いたしました。

つきましては、平成以降、国内最大の林野火災からの復旧・復興を成し遂げ、ふるさとの再生と魅力あるまちづくりに向けて、速やかな対応を進められるよう提言いたします。

令和8年2月16日

大船渡市議会議長 伊 藤 力 也

提 言 事 項

総務部会

- 1 山林再生について

教育福祉部会

- 1 応急仮設住宅の環境整備について
- 2 住宅再建に向けた支援について

産業建設部会

- 1 なりわいの再生について

総務部会

1 山林再生について

- (1) 国より激甚災害の指定を受け、関係機関と連携の上復旧・復興事業を進めているところであるが、被災規模が極めて大きく、復旧対象区域が広範に及んでいる。

このため、現行の事業期間内において、関係者との必要な協議及び各種調整を行った上で施工を完遂することは困難であると想定される。

このことから、事業の着実な推進と円滑な復旧作業の実施を図るため、事業実施期間の延長について、国に対し強く要望すること。

- (2) 今回の大規模林野火災に伴う被災山林の再生には、数十年以上にわたる長期的な期間を要することが見込まれる。

については、山林所有者の経済面及び労力面の負担軽減を図るため、山林の管理・維持を担う専門の事業者を介在させ、事業者、市当局及び山林所有者の役割分担並びに負担区分を明確化し、適切な管理体制を構築する取組を進めること。

- (3) 今回の森林災害復旧事業においては、様々な事情から当該事業の実施を希望するに至っていない山林所有者が一定数存在している。

このままでは、復旧の遅れや地域全体の森林管理の不均衡による土砂災害の発生が懸念されることから、これらの所有者に対し継続的かつ丁寧に関わることが出来る体制の構築が不可欠である。

については、所有者への情報提供や相談支援を一層充実させ、必要な復旧・管理措置を円滑に促すとともに、将来的な災害リスク低減と森林資源の適正な保全につなげるため、事業の実施を希望するに至っていない者を含む全ての山林所有者と組織的・計画的に連携することが可能となる制度設計の構築に努めること。

教育福祉部会

1 応急仮設住宅の環境整備について

(1) 昨今、クマ出没が多発しており、特に綾里地区の仮設住宅は、道路が山林に隣接していることやゴミ置き場が山林側に設置されている。

については、仮設住宅周辺の定期的な草刈り等を行い、環境整備をすること。

また、道路の街路灯についても不足していることから、応急仮設住宅の方々が帰宅する際、安全が担保されるよう、街路灯の増設を行うこと。

(2) 応急仮設住宅が高台にあり、住宅街から距離があることから、積雪時における接続道路の除雪作業を行うこと。

また、融雪剤等を設置すること。

(3) 応急仮設住宅には高齢世帯が多く、急病等により緊急を要する事態も想定される。

このことから、集会所等にAEDを設置するとともに、その設置場所について、入居者に広く周知すること。

また、人命に係るリスク軽減及び入居者の共助を図るため、AEDの使用方法に関する講習会の実施について検討すること。

(4) 仮設住宅の玄関にひさしや風除室がないため、降雨等の出入りの際に濡れてしまうことや玄関先に水たまりが生じやすいなどの声が入居者から挙がっている。

また、風除室があることで、冬季における室内の効率的な保温

にもつながり、エネルギー消費低減の観点からも有効なものである。

このことから、東日本大震災時と同様、仮設住宅に風除室を設置すること。

- (5) 応急仮設住宅の空き室について、入居者の物置等に活用するなど、有効な利用法を検討すること。

2 住宅再建に向けた支援について

- (1) 被災住宅の公費解体後の土地について、基礎の撤去により、くぼ地のままとまっている場合がある。

については、公費解体した被災住宅の土地について、整地すること。

- (2) みなし仮設住宅も含め、仮設住宅の入居期間が2年とされているが、落ち着いて住宅再建を検討するための足かせになっているとの声や被災前の住居地が岩手県の定める土砂災害特別警戒区域に指定されているため、建築基準を満たすための制約などで住宅再建が進まない事例が見受けられる。

このことから、岩手県に対し、早急に入居期間の延長を要望するとともに、被災者へ示すこと。

産業建設部会

1 なりわいの再生について

(1) 人口減少・少子高齢化が進む現状を鑑みた場合、今回の大規模林野火災の影響から、雇用と企業を守ることは、市民生活を守ることに加え、生産年齢人口の維持という観点から、極めて重要である。

その上で、被災企業が新たな事業へ取り組むに当たっての、支援策を講じること。

また、産業分野によっては、事業再生に一定の期間を要することから、現行の雇用調整助成金の支給期間では対応が困難となる事例が生じている。

については、当該実態を踏まえ、雇用調整助成金の支給期間の延長を含む制度設計の見直しについて、国に対し強く要望すること。

(2) 今回の大規模林野火災においては、様々な支援制度が用意され、多くの被災者のなりわいの再生に寄与している。

一方で、その多様さゆえに、被災者が必要な支援制度を把握することに苦慮した状況も見受けられる。

このことから、被災者に対し、迅速かつ分かりやすい情報提示に努めること。

(3) 令和7年5月下旬から着手した公費解体が完了し、なりわいの再生に向けた大きな一歩となった。

一方で、被災した建物の中には、当該制度の対象とならないものも存在する。他の建物が解体される中、自ら所有する建物のみ

が取り残され、個人負担で解体せざるを得ない状況は、なりわいの再生を進める上で、大きな障壁となっている。

については、公費解体の対象とならない建物に対する、大船渡市独自の支援策を講じること。